

サービス付き高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスに関するチェックリスト

チェック内容	根拠規定	チェック欄
<p>(1)原則として、夜間を除き、住宅の敷地又は隣接し、若しくは近接(歩行距離で概ね500m以内)する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供しているか。 (専門職員が住宅の敷地又は隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐しないこととしても、入居者の健康状態、要介護状態等その他の事情を踏まえて入居者の処遇に支障がない場合であり、専門職員が常駐しないことについて、あらかじめ入居者の同意を得た場合に限り、必要な状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することにより、専門職員が常駐しない場合を除く。)</p>	<p>規則 第11条第1、5項</p>	
<p>(2)(1)のサービスを行う専門職員は以下のいずれかの者に該当しているか。 ○医療法人、社会福祉法人、介護保険法指定居宅サービス事業所等の事業者の場合は、当該サービスに従事する者。 ○それ以外の場合は、医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員又はヘルパー2級以上有資格者。</p>	<p>規則 第11条第1項</p>	
<p>(3)常駐しない時間は、各居住部分に設置する通報装置を設置してサービスを提供しているか。 ※24時間常駐している場合もチェック欄に○を付して下さい。</p>	<p>規則 第11条第4項</p>	
<p>(4)状況把握サービスにおいては、資格者が各居住部分への訪問等の方法により、毎日1回以上提供しているか。 ※訪問等とは、事項「(5)」に定める方法も含めるものとし、適正に実施されている場合、チェック欄に○を付して下さい。</p>	<p>規則 第11条第2、3項</p>	
<p>(5)入居者が居住部分への訪問による状況把握サービスの提供を希望しない場合であっても、電話等(居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等)の適切な方法により、状況把握サービスを提供しているか。 ※すべての入居者に対し訪問による状況把握サービスを行っている場合もチェック欄に○を付して下さい。</p>	<p>H27.12.25付け愛媛県長 寿介護課長、建築住宅課 長連名通知</p>	

(※)根拠規定

規則：国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号・平成27年厚生労働省令・国土交通省令第1号)